

○ 制 度 融 資 一 覧 表

※ 融資の実行は、各取扱金融機関による金融上の審査で決定されます。

なお、融資申込時には納税証明書等の提出が必要となります。

詳しい内容は、本しおりの裏面に記載のある長岡市担当課及び各取扱金融機関へお問い合わせください。（平成 29 年 4 月 1 日現在）

制度名		対象者	資金使途	融資限度額	貸付利率	返済期間	返済方法	担保及び保証人	申込方法	取扱期間	取扱金融機関	問合せ
長岡市地方創生特別融資	起業創業貸付	市内で事業を営もうとするもの又は市内で事業を開始した後5年未満の中小企業者	運転資金 設備資金	1,500万円	5年以内 信用保証付 年 1.25% その他は 年 1.45% 5年超 信用保証付 年 1.45% その他は 年 1.65% (※2)	10年以内 (据置1年以内を含む)	原則として 割賦返済	取扱金融機関の定めるところによる	直接取扱金融機関へ申し込む	平成30年3月31日まで	北越銀行、大光銀行、長岡信用金庫、第四銀行、りそな銀行、富山第一銀行、新潟県信用組合、新潟大栄信用組合及び商工組合中央金庫の市内本支店並びに一部市外店(※1)	商業振興課
	設備投資貸付	市内で事業を営む中小企業者 (事業効率の向上が期待できる設備投資をするもの。)	設備資金	5,000万円	信用保証付 年 1.35% その他は 年 1.55%	10年以内 (据置1年以内を含む)			商業振興課又は各支所産業建設課(栃尾支所は商工観光課)経由で金融機関へ申し込む			
	経営改善貸付 ※1企業3回まで利用可	次の(1)、(2)のいずれかに該当し、市長の認定を受けた市内で事業を営む中小企業者 (1)最近3か月の平均売上高が前年同期と比較して5%以上減少しているもの (2)中小企業信用保険法第2条第5項各号に該当するもの	運転資金 設備資金 (借換も可)	3,000万円	信用保証付(責任共有外) 年 1.55% 信用保証付(責任共有) 年 1.65% その他は 年 1.95%	9年以内 (据置2年以内を含む)						
長岡市中小企業経営支援借換対応特別融資 ※1企業1回まで利用可		次の(1)、(2)のいずれかに該当し、市長の認定を受けた市内で事業を営む中小企業者 (1)最近3か月の平均売上高が前年同期と比較して5%以上減少しているもの (2)中小企業信用保険法第2条第5項各号に該当するもの	借換資金 (運転・設備資金を新たに加えることも可)	3,000万円	信用保証付(責任共有外) 年 1.55% 信用保証付(責任共有) 年 1.65%	9年以内 (据置2年以内を含む)	原則として 割賦返済	取扱金融機関の定めるところによる	直接取扱金融機関へ申し込む	随時(常設) (ただし、被害にあった日から2年以内)	北越銀行、大光銀行、長岡信用金庫、第四銀行、りそな銀行、富山第一銀行、新潟県信用組合、新潟大栄信用組合、商工組合中央金庫、越後ながおか農業協同組合、越後さんとう農業協同組合及びにいがた南蒲農業協同組合の市内本支店並びに一部市外店(※1)	商業振興課
長岡市中小企業災害復旧資金		市内で事業を営む中小企業者で、自然災害により、店舗、設備、商品等に直接の損害を受け、経営の安定に支障が生じたもの	復旧に必要な 運転資金 設備資金	3,000万円	5年以内 信用保証付 年 1.45% その他は 年 1.95% 5年超 信用保証付 年 1.65% その他は 年 2.15%	運転資金 7年以内 設備資金 9年以内 (据置1年以内を含む)						
長岡市中小企業振興資金		市内で事業を営む中小企業者	運転資金 設備資金	2,000万円	信用保証付 年 1.90% その他は 年 2.30%	運転資金 6年以内 設備資金 7年以内 (据置1年以内を含む)						
長岡市中小企業高度化資金	普通貸付	市内で事業を営む中小企業者	運転資金 設備資金	2,000万円	信用保証付 年 1.90% その他は 年 2.30%	運転資金 6年以内 設備資金 7年以内 (据置1年以内を含む)	原則として 割賦返済	取扱金融機関の定めるところによる	直接取扱金融機関へ申し込む	随時(常設)	北越銀行、大光銀行、長岡信用金庫、第四銀行、りそな銀行、富山第一銀行、新潟県信用組合、新潟大栄信用組合、商工組合中央金庫、越後ながおか農業協同組合、越後さんとう農業協同組合及びにいがた南蒲農業協同組合の市内本支店並びに一部市外店(※1)	商業振興課
	組合貸付	中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項又は商店街振興組合法第2条に規定する組合であって、その構成員の3分の2以上が市内に事業所を有するもの	運転資金 設備資金	5,000万円 返済期間1年未満の 運転資金は2億円	年 2.15% 返済期間1年未満の 運転資金は年 1.25%	運転資金 4年以内 設備資金 5年以内 (据置3か月以内を含む)			商工組合中央金庫長岡支店			
	組合貸付	中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項又は商店街振興組合法第2条第1項に規定する組合であって、その構成員の3分の2以上が市内に事業所を有するもの	設備資金(※3) 設備資金(※4)	所要資金の2/3 以内で4,000万円 所要資金から県高度化資金貸付額を除いた額の1/3	年 2.15% 年 2.15%	7年以内 (据置6か月以内を含む) 15年以内 (据置3年以内を含む)			商業振興課又は各支所産業建設課(栃尾支所は商工観光課)経由で金融機関へ申し込む			
特別貸付 (中小流通業店舗等活性化資金)	卸売・小売業、飲食店又はサービス業を主たる事業として、市内で事業を営む中小企業者	設備資金(※5)	5,000万円	信用保証付 年 1.65% その他は 年 1.85%	10年以内 (据置1年以内を含む)	原則として無担保とし、法人代表者を除いては保証人は徴求しない	取扱金融機関の定めるところによる	直接取扱金融機関へ申し込む	随時(常設)	北越銀行、大光銀行、長岡信用金庫、第四銀行、りそな銀行、富山第一銀行、新潟県信用組合、新潟大栄信用組合及び商工組合中央金庫の市内本支店並びに一部市外店(※1)	工業振興課	
長岡市中小企業連鎖倒産防止対策資金		市内で事業を営む中小企業者で、倒産企業に対し債権を50万円以上有し、倒産懸念中小企業者として市長の認定を受けたもの	運転資金	3,000万円 (特認7,000万円) (債権額の範囲内)	年 1.65%			9年以内 (据置2年以内を含む)				
長岡市小口零細企業保証制度資金		市内で事業を営む小規模企業者 (新潟県信用保証協会の小口零細企業保証制度による信用保証付きとする。)	運転資金 設備資金	1,250万円 (ただし、保証協会の保証付融資残高が1,250万円以内)	5年以内 信用保証付 年 1.45% 5年超 信用保証付 年 1.65%			運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 (据置1年以内を含む)				
長岡市新技術新製品開発資金		市内に事業所を有し、製造業に該当する業種の中小企業者	新技術新製品開発のため必要な資金	2,500万円	年 1.45%	8年以内 (据置1年以内を含む)	原則として無担保とし、法人代表者を除いては保証人は徴求しない	取扱金融機関の定めるところによる	直接取扱金融機関へ申し込む	随時(常設)	北越銀行、大光銀行、長岡信用金庫、第四銀行、りそな銀行、富山第一銀行、新潟県信用組合、新潟大栄信用組合及び商工組合中央金庫の市内本支店並びに一部市外店(※1)	工業振興課
長岡市工場等立地促進資金		対象地域で工場等を建設又は購入するもので、用地の規模が1,000㎡以上で、用地の売買契約の日から3年以内(工場等の操業を開始するもの)	工場等用地 購入資金 工場等建設 購入資金	・工場等用地購入費用の2/3 ・工場等の建設・購入費用の2/3 (2億円限度)	年 1.65%	10年以内 (据置2年以内を含む)			産業立地金融機関へ申し込む			